

## 令和2年度下期 高知県「受注型企画旅行」支援事業 実施要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、貸切バスを利用し、高知県内での宿泊を伴う旅行商品に対して助成金を交付することにより、高知県外からの観光客の誘致を拡大しようとするものです。

(助成対象者)

第2条 次条の助成要件を満たす高知県への「受注型企画旅行」を実施した旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社に対し、予算の範囲内で助成します。

(助成要件)

第3条 以下のすべての要件を満たし、事前に(公財)高知県観光コンベンション協会(以下「協会」といいます。)会長(以下「会長」といいます。)に助成金を申請し、会長が承認した旅行商品を対象とします。

- (1) 高知県外からの受注型企画旅行で、高知県内の行程中に貸切バスを利用することとします。ただし、コンベンション(大会・会議・セミナー・シンポジウム・スポーツ)、教育旅行、合宿等を組み込んだ旅行商品は対象外とします。
- (2) 令和2年10月1日(木)から令和3年2月28日(日)までの間(宿泊日基準、ただし12月31日から1月3日の宿泊を除く。)に高知県内の宿泊施設(民宿・共済組合等の宿泊施設を除く)に宿泊することとします。
- (3) 平日・休日の宿泊で、かつ当該宿泊料金が1泊2食付の場合は8,000円(税金・サービス料込み)以上、1泊朝食付の場合は6,000円(税金・サービス料込み)以上であることとします。  
なお、休前日の宿泊、及び食事なしでの宿泊は対象外とします。
- (4) 主に観光を目的とした旅行で、1班またはバス1台あたりの宿泊人員が15名以上(大人料金を支払った実人員とし、小人・無賃人員・添乗員を除く。)であることとします。
- (5) 旅行の行程に、協会指定の観光施設・体験プログラム、二次交通(以下「指定施設・プログラム」といいます。)が組み込まれるとともに、実績が認められる場合は助成金を加算します。  
※別表「協会指定施設・プログラム一覧」を参照ください。掲載の「指定施設・プログラム」に変更が生じた場合は、修正を行い掲載します。
- (6) 貸切バスを利用する旅行商品において、バス発地エリア、高知県内宿泊数、利用バス会社に応じて助成額を加算、もしくは貸切バス運賃に交替運転士料金(2人目以降のバス運転士料金)が含まれる場合に助成額を加算します。  
※同一の旅行商品であっても、出発地が同一都道府県ではない場合は出発都道府県毎に申請してください。  
※第4条に掲載のとおり加算金額の重複適用はないものとします。
- (7) 協会又は県が行う他の助成事業との重複は認めません。

(助成金額及び助成限度額)

第4条 助成金額は、承認した1旅行商品について、以下のとおり、基本金額と加算金額の合算とします。  
なお、1事業所あたりの助成金限度額は複数の旅行商品を合算して100万円とします。  
ただし、貸切バス交替運転士料金は上記の上限額に含まないこととします。

(1) 基本金額

高知県内宿泊数	助成金額(バス1台当たり)
県内宿泊1泊	20,000円
県内宿泊2泊	60,000円

※上記の人員については、大人料金を支払った実人員とします。(小人・無賃人員・添乗員を除く)

(2) 加算金額

[1] 指定施設・プログラム利用部分

	助成金額(バス1台当たり)			
	指定施設 A		指定施設 B	
	1カ所の場合	2カ所の場合	1カ所の場合	2カ所の場合
県内宿泊1泊	@5,000円	—	@10,000円	—
県内宿泊2泊		@10,000円		@20,000円

※指定施設・プログラム利用については、別表1、別表2をご確認ください。

※宿泊利用のみで指定施設の利用がない場合でも申請は可能です。

※天災地変等により指定施設・プログラムの利用が困難な場合に限り、指定条件を満たしていれば当日変更を認めます。その場合、実績報告とともに提出する最終の旅行行程表は変更後のものとします。

※オプションツアーの設定や選択コース、途中離団等により、宿泊施設や指定施設の利用人数が異なる場合の取扱いは、次のとおりとします。

- ・利用したことを確認できる関係書類に基づいて、実利用人員を算出。
- ・指定施設を複数利用し、それぞれに人数相違がある場合は、利用人数の多い施設が対象。
- ・前条(4)に基づき、利用人数が15名未満の場合は、その施設利用分は助成対象外。

[2] 貸切バス部分 ※①または②のいずれか選択のこと(重複適用はないものとします)。

①貸切バス利用が認められる場合 (バス1台当たり)			②貸切バス交替運転士料金が含まれた運賃での 貸切バス利用が認められる場合
①-1 発地加算			<p style="text-align: center;"><b>交替運転士料金 実費相当</b> ただし、高知県内の宿泊が1泊の場合7万円/台、 2泊の場合10万円/台を上限。</p>
エリア	起点出発地(都道府県)	金額	
1	高知県	10,000円	
	愛媛県		
	香川県		
	徳島県		
	岡山県		
2	島根県	20,000円	
	鳥取県		
	広島県		
	山口県		
	兵庫県		
	大阪府		
	京都府		
	奈良県		
和歌山県			
3	九州	50,000円	
	三重県/愛知県/ 岐阜県/福井県 以東		
①-2 高知県内に2泊以上		20,000円	
①-3 高知県内バス会社利用		10,000円	

※貸切バスの車種に関わらず上記の金額とします。

※出発配車地は、JR・航空機利用の旅行商品の場合は駅・空港とし、フェリーを利用のコースは、国内の港を起点とします。

## (申請)

第5条 助成金を申請しようとする者(以下「申請者」といいます。)は、旅行出発日の前日から起算して5日前(協会の休業日である土曜・日曜・祝日・年末年始は日数計算に含まない。)までに下記の書類を会長あてに持参又は郵送により提出してください。申請書は協会が受領した日を基準としますので、郵送の場合は遅くとも5日前までに必着となるように提出してください。なお、期限までに提出がない場合は、助成金の申請を受理しないことがあります。

**提出書類** ※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

- 助成金交付申請書(別記第1号様式)
- 旅行行程表(高知県内のバス会社利用の場合は明記してください)
- お客様に提出した各項目記載の見積明細書(写)、又は、宿泊料金単価・宿泊人数が記載された宿泊施設発行の予約請書または予約確認書(写)
- 貸切バス利用において、その運賃に交替運転士料金が含まれる場合は、バス会社発行の運送引受書(交替運転士料金の明示が必要)の写し

## (助成の決定)

第6条 会長は、申請に基づき助成の可否を決定し、「助成金交付決定通知書」にて、申請者に対し通知するものとします。

## (事業の変更・廃止)

第7条 申請者は、助成事業の内容を変更する場合、予定の期間に事業が完了しないと見込まれる場合、又は事業を廃止する場合は、速やかに変更・廃止承認申請書(別記第2号様式)を提出し、会長の承認を受けてください。

## (実績報告)

第8条 申請者は、助成事業終了日の翌日から起算して14日以内に下記の書類を持参又は郵送により提出してください。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を申請する権利を自ら放棄したものとみなすことがあります。

**提出書類** ※所定欄に捺印が無いものや修正テープ・修正液等で訂正したものは認められません。

- 実績報告書(別記第3号様式)
- 請求書(別記第4号様式)
- 宿泊領収書(写)、宿泊クーポン(写)、宿泊証明書(原本)、会長が必要とするもののうちいずれか  
※宿泊人数が記載されたものに限ります。
- 協会指定施設を利用した場合は、その利用施設の領収書(写)、クーポン(写)等の支払った事が確認できるもの、利用証明書(原本)、会長が必要とするもののうちいずれか  
※利用人数が記載され、それぞれの金額が確認できるものに限ります。
- 貸切バスを利用した旅行商品においては、そのバス会社発行の運行証明書(別記第5号様式)  
※出発配車地が記載されたものに限ります。また交替運転士(2マン)料金が含まれる運賃で運行した場合は、交替運転士(2マン)料金の記載が必要。なお、運送引受書(写)は適用不可とします。
- 最終の旅行行程表

## (助成金の交付)

第9条 会長は、前条の実績報告が適当と認められるときは、助成金の額を確定し、助成金を交付します。

(交付の取消)

第10条 助成金の交付決定後もしくは確定後において、申請もしくは報告内容に虚偽が認められるときは、会長は当該交付決定を取り消すこととし、既に助成金が交付されているときはその返還を求めることとします。また、当該事実が判明した時点から2年間は協会が行う助成事業の申請を受け付けないものとします。

(関係書類の整備)

第11条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管してください。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、協会が別に定めるものとします。

附則 この要綱は令和2年10月1日から施行します。

別表1 協会指定施設・プログラム 一覧

令和2年7月1日現在

カテゴリー	分類	備考
指定施設 A	龍馬パスポート参加施設 ※指定施設Bを除く	対象施設・プログラム一覧は実施要綱6頁及びホームページ参照 吉村虎太郎邸は入場のみ(無料)も対象。ただし別途様式(施設利用証明書)にて証明を受けてください。

カテゴリー	市町村名	施設・プラン名	事業者名	TEL	
指定施設 B	歴史素材				
	北川村	中岡慎太郎館		0887-38-8600	
	田野町	岡御殿		0887-38-3385	
	安田町	安田まちなみ交流館・和(◆)		0887-38-3047	
	安芸市	安芸市立歴史民俗資料館		0887-34-3706	
	本山町	本山町立大原富枝文学館		0887-76-2837	
	高知市	高知県立高知城歴史博物館		088-871-1600	
	四万十市	四万十市郷土博物館		0880-35-4096	
	土佐清水市	ジョン万次郎資料館		0880-82-3155	
	宿毛市	宿毛市立宿毛歴史館		0880-63-5496	
	自然&体験素材				
	室戸市	イルカふれあい体験		室戸ドルフィンセンター	0887-22-1245
		室戸世界ジオパークセンター(◆)			0887-23-1610
		キラメッセ室戸 鯨館			0887-25-3377
	北川村	北川村「モネの庭」マルモットン		0887-32-1233	
	馬路村	馬路村ぼん酢手作り体験		馬路村農業協同組合	0120-559-659
	安芸市	神秘と癒しのパワースポット伊尾木洞のふしぎ発見		安芸市観光協会	0887-35-1122
	香美市	龍河洞			0887-53-2144
	南国市	いちご狩り		西島園芸団地	088-863-3167
	大豊町	杉の大杉			0887-72-1585
		ゆとりすとパークおおとよ			0887-72-0700
	高知市	高知県立牧野植物園			088-882-2601
	越知町	越知町立横倉山自然の森博物館			0889-26-1060
	仁淀川町	中津渓谷ガイドツアー		仁淀ブルー観光協議会	0889-20-9511
	津野町	天狗高原セラピーロードガイド		高原ふれあいの家天狗荘	0889-62-3188
	梶原町	隈研吾氏建築ガイドツアー		ゆすはら観光交流案内所まろうど館	0889-65-1187
	四万十市	四万十学遊館・あきついお			0880-37-4110
	土佐清水市	高知県立足摺海洋館			0880-85-0635
		足摺岬クルージング		岡野渡船	0880-88-0960
		伝統の宗田節 節納屋体験		たけまさ商店	0880-82-9208
	大月町	柏島 絶景クルーズ		幡多広域観光協議会	0880-31-0233
	県内全域	薫焼き鰹タキ体験		海の駅とろむ	0887-22-2176
須崎市立スポーツセンター				0889-40-0315	
カツオふれあいセンター黒潮一番館				0880-55-3680	
二次交通	志国土佐 時代の夜明けのものがたり				
	しまんと・あしずり号(四万十・足摺エリア周遊観光バス)				

		四万十川バス
--	--	--------

※(◆)の施設については入場無料のため別途様式(施設利用証明書)にて証明を受けて下さい。

別表2 指定施設一覧【「龍馬パスポート」対象プログラム(抜粋)】

令和2年7月1日現在

市町村名	名称/体験運営団体名	体験メニュー	所在地	TEL
香南市	創造広場「アクトランド」		香南市野市町大谷 928-1	0887-56-1501
香南市	絵金蔵		香南市赤岡町 538	0887-57-7117
南国市	高知県立歴史民俗資料館		南国市岡豊町八幡 1099-1	088-862-2211
高知市	高知県立坂本龍馬記念館		高知市浦戸城山 830	088-841-0001
高知市	高知市立龍馬の生まれたまち記念館		高知市上町 2-6-33	088-820-1115
高知市	高知城 天守・懐徳館		高知市丸ノ内 1-2-1	088-820-1115
高知市	高知県立文学館		高知市丸ノ内 1-1-20	088-822-0231
高知市	高知市立自由民権記念館		高知市棧橋通 4-14-3	088-831-3336
高知市	高知県立美術館		高知市高須 353-2	088-866-8000
高知市	高知よさこい情報交流館	鳴子てづくり体験	高知市はりまや町 1-10-1	088-880-4351
いの町	いの町紙の博物館		吾川郡いの町幸町 110-1	088-893-0886
日高村	観光遊覧船 屋形船仁淀川		高岡郡日高村本村 209-1	0889-24-6988
佐川町	佐川町立青山文庫		高岡郡佐川町甲 1453-1	0889-22-0348
仁淀川町	武田勝頼土佐の会	武田の里 大崎の陣“まいさるく”	吾川郡仁淀川町大崎 340-1	0889-20-2003
梶原町	梶原千百年物語り		高岡郡梶原町梶原 1428-1	0889-65-1187
四万十市	四万十川観光遊覧船		四万十市内事業者	
土佐清水市	足摺海底館		土佐清水市三崎 4124-1	0880-85-0201
土佐清水市	たつくし海中観光(株)		土佐清水市三崎 4135-2	0880-85-1155

※上記抜粋以外にも対象の観光施設・体験プログラムがあります。下記 URL 参加施設一覧検索の「区分」観光施設、体験プログラムにチェックを入れてご確認ください。

URL:[http://www.attaka.or.jp/ryoma-pass/passport\\_list.php](http://www.attaka.or.jp/ryoma-pass/passport_list.php)